

【41用語】

【乍恐…おそれながら】訴願書など役所に差し出す文書の慣用句。恐縮ではあります、が、恐れ入りますが

【鉄炮証文…てつぽうしようもん】「鉄炮手形」ともいう。鉄炮の数量とその所持者を書き上げ村から代官・領主に提出した証文
【奉畏…かしこみたてまつる】ひたすら恐れ入ります
【卯年大変…うどしたいへん】天明三卯年に起きた一大事、浅間山の大噴火のこと

【決而…けつして】きっと、必ず、絶対に

【如件…くだんのごとし】文書の最後の書き止めに用いられる慣用句。

右に述べたとおり、上記のとおり

【41解説】

江戸時代の農村社会においては、戦国末の織豊政権から江戸初期にかけて進められてきた、いわゆる「兵農分離」政策によつて幕府の許可なく農民の鉄炮や刀の所持が原則禁じられていた。しかし、山村で生活する住民とりわけ山稼ぎや狩猟渡世の者にとって、鉄炮は鳥や熊・猪・鹿を打ち止めたり駆除するうえで必要不可欠な道具であつたことから、農山村では毎年領主から獵師鉄炮（玉込め鉄炮）や威し鉄炮（空砲）を借り受けて使用した。

本文書は寛政元年（一七八九）三月、幕府代官の篠山十兵衛役所より鉄炮の所持について調査があり、吾妻郡羽根尾村（現、長野原町）の村役人の回答書である。羽根尾村ではかつて鉄炮を預かっていたが、「去る卯年の大変」（天明三年の浅間焼け）の際に流失したため、現在は所持する者はいないと記している。なお、狩猟で使用する獵師鉄炮を領主から拝借する場合、営業税として運上（うんじょう）を納めることになつていた。また拝借鉄炮を使用できるのは本人のみで、たとえ息子であつても譲渡は禁じられた。